

# 第 5 回

## 札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会

### 議 事 録

日 時 : 平成 22 年 1 月 27 日 (水) 午前 10 時開会  
場 所 : 札幌市役所本庁舎 18 階第四常任委員会会議室

## 1. 開 会

事務局（加藤アイヌ施策課長） それでは、定刻になりましたので、第5回札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会を始めさせていただきます。

なお、江本委員におかれましては、都合により、後ほどおいでになる予定でございます。それでは、常本委員長、ごあいさつをお願いいたします。

## 2. 委員長あいさつ

常本委員長 皆さん、おはようございます。

もう昨年になりますけれども、12月17日に開催いたしました第4回検討委員会におきましては、これまで皆さんからちょうだいしておりました意見を集約したものと、そして、課題を整理したものを取りまとめた資料、それから本委員会の報告書となるべきものの素案の初期段階のものが事務局から提出されて、皆様にごらんいただき、ご意見を伺ったところでございました。

きょうは、前回、皆様からいただいたご意見をさらに踏まえて事務局で整理し直し、さらに内容を詳細にした報告書の素案ができ上がっております。既にお手元に届いていたかと思えますけれども、それに基づきまして今日の審議を進めてまいりたいと思えます。

札幌市のこれからのアイヌ施策の課題と、その中で取り扱われるべき計画の内容等について、皆様のご意見を伺って検討を深めてまいりたいと考えているところでございます。

## 3. 議 事

常本委員長 それではまず、事務局の方から、資料の説明をお願いいたします。

事務局（加藤アイヌ施策課長） それでは、資料の説明をいたします。

まず、お手元の資料1、札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会報告書・素案をご覧ください。

この資料につきましては、前回提出いたしました資料に追加、変更を加えたものでございます。

1ページの「はじめに」でございますけれども、ここは報告書の導入部となるものでございます。ここでは、当委員会の設置の経緯と戦後のアイヌ民族に関する施策や法整備、さらに2007年の先住民族の権利に関する国際連合宣言、2008年のアイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議、さらにアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会からの報告書の提出と、これに伴う内閣府におけるアイヌ政策推進会議設置などアイヌ民族を取り巻く状況等を踏まえ、当委員会が総合的に検討し、今後の札幌市におけるアイヌ施策の指針を取りまとめたということを述べております。

続きまして、追加訂正した部分だけ説明いたします。

5ページ目をごらんください。

5ページ目の(4)に、アイヌ政策推進会議の設置とございますけれども、これは、ア

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえ、総合的かつ効果的な政策を推進するため、本年1月に内閣府に設置される予定です。第1回目の会議が1月29日に開催されると伺っており、この会議には、当委員会から常本委員長と阿部委員、さらに上田札幌市長がメンバーとして参加する予定であります。

続きまして、7ページをごらんください。

7ページの3の施策目標と推進施策の(1)の施策目標1の市民理解の促進の中でございますけれども、その3行目に、また、札幌市の場合、古くから居住しているアイヌ民族に加え、道内各地から多数のアイヌ民族が転入し、居住しているにもかかわらず、都市化によりアイヌ民族の存在やその文化等が、他の市民に十分理解されていないという状況にありますという一文を加えております。

阿部委員 これは「認識」と書いてありますけれども、「理解」なのですか。今、「理解」とおっしゃいましたが、「認識」でいいのですか。

事務局(加藤アイヌ施策課長) 資料に記載されているとおり「認識」が正しいです。申し訳ありませんでした。

続きまして、8ページ以降12ページまででございますけれども、前回の資料では、推進施策についてタイトルのみ記載でございましたが、今回の案では、これまでの施策を継続して実施していくものと、今後実施すべき施策を個々記載しております。記載している施策につきましては、前回提出のA3判の「アイヌ施策推進計画の体系・概要と委員会意見集約・国/道/財団/市の施策(整理表)」という資料がございましたけれども、その中の短期的課題、中長期的課題、国の立法動向に関連する課題と掲げていたものを記載しております。

なお、短期的課題につきましては今後実施する政策に、中長期的課題につきましては実施に当たり検討を要する施策にタイトルを変更しております。それぞれの施策につきましては、実施する内容につきまして簡単にコメントを加えております。

また、9ページをごらんいただきたいのですが、9ページの(2)施策目標2、伝統文化の保存・継承・振興の中でございますが、下から4行目に、「札幌市の場合、アイヌ民族が市内に分散して居住しており、地域の人々のつながりが希薄なため、交流や文化伝承の拠点となる施設の重要性が高くなっています」という一文を追加しております。

続きまして、11ページでございますけれども、11ページの(3)施策目標3、生活関連施策の推進の中でございますけれども、最後の部分に、「生活関連施策については、札幌市内にとどまらず、全国的に解決する必要のある課題が多いため」といった文章をつけ加えております。

続きまして、12ページでございますが、(4)の国の立法等の動向と関連する施策とございます。これにつきましては、個々の法律の整備がなされないと実施がなかなか難しいと考えられますことから、今後の国等のアイヌ政策の動向を見きわめながら、札幌市が新たに設置する協議会において検討していくとなっております。

続きまして、今回、資料2ということで、別添で本日お配りしました資料がございますけれども、「札幌市アイヌ政策推進計画（報告書素案）と国/道/財団の施策（整理表）」をごらんください。

この資料は、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告書に記載されていた国が行うべき個々の施策と、北海道及び財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が現在実施している施策、さらに当委員会の報告書素案に盛り込まれている施策を一覧にしたものでございます。

以上で資料の説明を終わります。

よろしくご検討ください。

常本委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたように、今回、資料1ということで、当委員会の最終的な報告書となるべきものの素案をお示しいただいているわけです。これは、ごらんいただいているかと思えますけれども、第1として歴史的経緯、第2として現状と最近の動き、第3として施策という3部構成になっています。第3の札幌市が推進する施策の部分については、これまで4回にわたってご議論いただいていた表に基づく施策のあり方についての議論の成果を文章化して取り込んでいる形になっています。

検討に入る前に、あくまでもご参考までに申し上げておいた方がいいと思いますが、当委員会としましては、きょう大体1時間半ないし2時間をめどとしてご議論いただくことにしておりまして、その審議の様子によりますが、できるだけ審議を尽くすという観点から、原則的にはもう一回、会合を設けて最終的に詰めを行いたいと思っております。繰り返しになりますけれども、きょうのご審議の次第によりますが、もう一回、検討をいただく機会を設ける用意があるということをご冒頭に申し上げておきたいと思っております。

ご検討いただく順番ですけれども、これまで、施策を中心に、この表に基づいてご検討をいただいていたわけでございます。それを、今回、今いただいた素案のような形で文章化したわけですが、議論の継続性の観点から言うと、まず、この施策を先にご確認いただいて、大体こんなものだろうということになれば、言わばその前提となるべき部分ですね。論理的には逆になるかもしれませんが、第1の歴史的経緯や、現状、最近の動きに対する認識の部分の検討というふうに進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

常本委員長 それでは、報告書の素案、資料1で言いますと、第3の札幌市の推進する施策の部分が差し当たって検討いただく部分になりますけれども、もちろん、ご検討いただくに当たっては資料1が中心になるかと思っておりますが、手がかりとしては、これまで使用してきた資料2のような表もあわせてご参照いただきながらご議論いただきたいと思います。

それでは、ご質問、ご意見等がおありの方はお願いいたします。

まず、順を追ってまいりましょうか。

資料1の報告書・素案で言いますと、6ページから始まっているわけですが、札幌市の推進する施策というところで、1として札幌市アイヌ施策推進計画の目的という部分がございます。そして、計画の体系というところで、このようなチャートと申しますか、図がございます。これは総論に当たる部分でございますが、ここの部分で何かお気づきの点はございますでしょうか。

阿部委員 市民理解の促進の話ですが、私事でちょっと恐縮ですけれども、私の子どもは大学1年生の女の子でして、きのう学校から帰ってきて、めそめそ泣いているので、どうしたのかなと思って聞きましたら、12月にアメリカのシアトルに先住民族交流で行ってまいりまして、向こうの先住民族、インディアンと交流して、目が覚めたようにレポートを書いて、アイヌのことを一生懸命やりたいということを言って、年末から年始にかけて頑張っておりました。

学校でも、私は実はアイヌ民族なのだとはっきりみんなに言って、そうなのか、いいね、頑張りなさいとみんなに言われてすごく元気だったのですけれども、きのう、おとといあたりから、いろいろなことを話している仲間から、あんた、そんなのいいけれども、アイヌなんてもういないのでしょう、何であんたは自分のことをアイヌ民族なんて言うの。あんたは日本語を話して、何を今ごろアイヌ民族のことをやるの、ほかのことをしたら何人かから言われたらしいのです。すごくショックを受けたようで、二、三日元気がなかったのですが、きのうはさらに帰ってきて泣いているわけです。

やはり、今回の有識者懇談会報告書でも、学習指導要領を改訂して、きちんと小学校、中学校から教えなければいけないと報告書にも書いていただいたのですが、私たちの年代も含めて、子どもたちの親は30代、40代の人もいるのでしょうかけれども、そういう人たちに対する市民の啓発がもっともっとしっかり行われないと、いつまでたっても、今の世代があと10年か20年たたないと、アイヌ民族がいるのだということをわからないのではないかと思うのです。

例えば、ご存じのように、関東から西の方は、解放同盟の人たちが何十年にわたって活動しているものですから、人権週間というものをたくさん設けて、法務省と一体となって、向こうへ行きますと、市役所に垂れ幕が下がって、人権週間と書かれているようなものをいっぱい見かけるわけです。ところが、北海道ではそういうことが余りなされていないものですから、特に、アイヌ民族の問題だけでなく、当然、在日朝鮮人の方々やいろいろな人がいるにもかかわらず、人権の啓発にもうちょっと力を入れられるべきではないかと思うわけです。

だから、7ページの上の方にも、教育による市民理解の促進とありますけれども、この文章を読んでもみると、やはり、学校では一生懸命やるよとか、教育委員会では一生懸命やるよとか、教職員あるいは市の職員研修もやるよと言っているのですが、一般市民に対してどのように人権週間などで取り組むのかという姿勢がもうちょっと入った方がいいとい

う思いがあって、個人のことも含めてで恐縮ですが、そういう感想があります。

常本委員長 ありがとうございます。

大変重要なご指摘かと思いますが、市民理解の促進をどういう形で具体的に進めていくべきかという問題は、次の施策目標1の中身にかかわることですので、そちらであわせてご検討いただければと思います。

そうしますと、最初の前置きといいますか、目的、体系の部分につきましては、大方こういう形でのよろしいということで進めてよろしゅうございますか。もちろん、改めてご検討いただいて、次回に検討継続になれば、そこでご意見をいただくことはできます。

そうしますと、ただいま阿部委員から大変切実なご指摘もございましたけれども、それもかかわる施策目標1、市民理解の促進というところについて検討してまいりたいと思います。ここにおける最初の7ページから8ページにかけての認識の部分、それに基づいてアとイという形で推進施策1、推進施策2ということで具体の施策が列記されています。アについては、(ア)(イ)(ウ)という形で、これまでのものを継続するもの、今後直ちに実施できるもの、若干の検討を踏まえて施策実施に向かうべきものという整理になっております。イについては、これまでの継続実施、そして、今後、直ちに実施していくものという2段階整理になっているわけでございます。

このあたりでご意見があればちょうだいしたいと思いますですが、いかがでしょうか。

堺委員 今、阿部委員がおっしゃったように、この会議でも子どもたちに教育というポイントで話をしてきました。そうすると、子どもたちが大人になって理解できていますと、その間が、普通の家庭のおじさん、おばさんは意外と認識がないままでいくような気がして、そこに対する手だてがないのかなという気持ちがあります。

例えば、阿部委員が生きてこられた体験とか、貝澤委員のご苦労とか、一人一人承諾のもとでなければだめですけれども、札幌市でそういうものを編集していただくことはできないかなと思います。体験談のような、冊子でもいいですが、そういうものが市内に回ると。実際に理解しなさいといっても非常に難しいものがあるのではないかなと思うのです。例えば、テレビのドラマということもあるでしょうけれども、全部に行き渡るかということ、そうではないです。今、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現という標語をバスにも書くのでしょうか。そういうものがどこかにありましたね。市民憲章の隣にこういうものを出すというのはむちゃな話でしょうか。

常本委員長 これは私から申し上げるべきことかどうかわかりませんが、それは決してむちゃなことではないです。それを当委員会の提言という形でうたえば、札幌市としては十分検討の対象とするであろうと考えておりますし、それが我々の仕事だろうと考えています。

また、今ご指摘がございましたように、アイヌの人々について教育あるいは啓発をするといっても、民族という集団としてどういう歴史をたどり、あるいは、どういう苦難に直面してきたかということを知らせることももちろん重要ですが、一人一人のアイヌ民族が

具体的にどのような人生を送り、どういう苦勞を乗り越えてきたかということの方が説得力を持って人々の心を打つだろうというご指摘は、確かにそのとおりかと思えます。

そのやり方としてはいろいろあるかと思えますし、これはまた事務局との詰めということになろうかと思えますが、例えば、既に上がっている施策で言いますと、(ア)のaのところ、アイヌ民族に関する人権啓発と歴史、文化の紹介というところで、今ご指摘のあったラッピングバスの運行や、アイヌ文化を紹介したノートの小学生への配布等によりとありますけれども、こちら辺は少し膨らませて、今のようなストーリーを広く人々に読んでもらえるように配慮するということも十分検討に値するのではないかと。もちろん、これは一人一人の方々の了承の上でというのはご指摘のとおりでございますが、そういうこともあろうかと思いました。

ありがとうございます。

堺委員 何となく、歴史的なとらえ方だけに終わってしまうような感じがします。阿部委員のお嬢さんのように、今生きていって歴史がずっと続いているのだということを知っているのは、私を含めて一般の人には難しいと思うのです。その苦勞話とか、こんなことなんだよということを知りたいなという単純な気持ちです。

常本委員長 それに関しましては、既に幾つかの本も出ているのです。例えば、今、私どもの大学にアイヌ先住民研究センターがございますけれども、そこにもかかわってくださっているある新聞記者が昨年本を出されました。何人かのアイヌの方々にその人生の聞き取りをして、その結果を1冊の本にまとめて、その半生を具体的に知っていただくという本をお出しになって、大変反響を呼んでおります。それにおいては、一人一人のアイヌの人々がたどってきた人生をまさに肉声で語るという本で、それは大変感動的なものだと思います。また、東京の方で現に生活しているアイヌの人々の声を集めた本も出ております。そういう本はあることはあるのです。あるいは、その本に類するものは、多くの市民の目に容易に触れるような形で市として配慮できるのではないかとご指摘と受けとめておきたいと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

今の観点で、話のついでになりますけれども、昨年、私どものセンターでインタビュー調査をやりまして、札幌市で60人余り、鶴川町でも60人余りのアイヌの方々に、1人当たり平均2時間以上のインタビューをさせていただいて、どういう人生を歩んでこられたか、そして今はどういう思いを持っておられるかというお話を詳細に伺って取りまとめるという作業を実は行っているのです。それも、ある時点で、今、堺委員からご指摘のあったような形で、多くの人々のご理解を得るような有力な資料になるだろうと思っておりますので、同じような観点から有効に利用させていただきたいと思っております。

市民理解の促進という部分で、ほかにいかがでしょうか。

堺委員 まだこだわるのですが、実は、老人クラブはその市民憲章を会館に掲げておられて、「はい、始まり」と言ったら、「私たちは時計台の鐘が鳴る」と読むのですね。

そのところに一文入って、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現というものが入るといいなと単純に思ったのです。そうすると、市民憲章の中にちゃんと入っているのだと、この一文が入ってほしいと思うのです。単純な話で済みません。

常本委員長 いかがでしょうか。

前回まで表に基づいてご議論をいただいてきた内容は、ほぼそのまま文章化されております。

本田委員 7ページの新しく加わった施策目標の上から5行目です。ここで、アイヌの方々が入居しているにもかかわらず、都市化によりとあるのですけれども、この文章ですと、今、十分認識されていない原因は都市化によるというふうに読めるのです。私は必ずしもそうは思っていませんので、どうしてこの一文がここに入るかが理解できません。とってもいいかもしれないと思います。

常本委員長 今のご指摘は、「また」以降のワンセンテンスを全部削除ということですか。

本田委員 それは必要だと思うのですが、その中の「都市化により」という1文です。

常本委員長 「都市化により」をとるか、あるいは何か別の言葉を加えて、さらに正確な表現にするか、両方の選択肢があるかと思えますけれども、もし言葉を改めるなり加えるなりするとすれば、何かご提案等はございますか。

本田委員 考えていませんでした。考えたいと思います。

常本委員長 今、都市化によることが必ずしも原因とは考えていないというご指摘がございましたので、本田委員の目でごらんになって、もし、こういう現状があるという認識そのものが正しいのであれば、その原因が何であるかについてのお考えを伺えればと思っています。

本田委員 すごく難しいので、次回までの宿題にさせていただきます。

常本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

本田委員 もう一点、ちょっと大きなことで、8ページに行きまして、(ウ)が実施に当たり検討を要する施策となっておりますが、検討を要するというと、若干否定的なニュアンスが入るような気がします。先ほど常本委員長から、検討を踏まえ実施に向かうとか、施策に向かうというようなご発言がありまして、その方がきちんと意を尽くしているような気がするのですが、ここの文章をちょっとだけ変えていただけないかと思いました。

常本委員長 これもやり方は二つあって、一つは、この部分に限らず、これ以降でも実施に当たり検討を要する施策という見出しのつけ方が何カ所かございますけれども、その見出しの書き方を改めるか。これですとアイヌアートモニュメントになりますし、10ページですと遺跡等々の問題がありますけれども、そういう個別の施策として中に含まれているものの位置づけが果たしてこれでいいのかという問題のとらえ方と両方あるうかと思

います。

念のために、恐らく、この部分に入っている施策は、ここは1個しかありませんけれども、この先を見ると複数の施策が入っているところもあって、それを一個一個見た場合に、その実施に向けての道のりが長いか短いかというのは多少の差があるのかもしれませんが。そうだとすると、一気に見出しの書き方をもう少し前向きな表現に変えるということが実現に向けての長さの長短の差をうまくあい表現できるかどうかという問題もあるのかもしれませんが。

今のご指摘に関して事務局にお尋ねしておこうと思うのは、アイヌアートモニュメントの設置ということ自身を取り上げて考えた場合に、現時点を踏まえて、これに係る検討はどの程度必要になりますか。やはり、ここでいろいろな検討が本当に必要なのか、それとも紙一重ぐらいの段階まで来ているのか。

事務局（加藤アイヌ施策課長） 予算の面と、設置する場所などは庁内の中でもまなければならない部分がございますので、それには結構時間がかかると思います。

常本委員長 先ほど、冒頭にご紹介があったように、上田市長も今度の政策推進会議のメンバーに入られたということで、アイヌ民族の施策に関してはさらに一層ご理解が深まるだろうという期待が盛り上がっているところでございます。そういった意味で、こちら辺の予算的な面も含めて今一步というところまで来ていると言えればいいのかという気がしております。

ここについては、今の事務局のご判断から言うと、一挙にイの方に持ち込むのは難しいということですね。

事務局（加藤アイヌ施策課長） 次の新まちづくり計画が23年度から始まりますが、実際に、その中に盛り込まなければならないという話ですので、22年度中に予算の手当などの調整をしなければならない部分は出てまいります。これにつきましては、次回の委員会までに検討させていただきたいと思っております。

常本委員長 わかりました。

そうしますと、先ほど高森部長も予算の件で中座をされましたけれども、まさに、そういった意味では次年度以降の予算が札幌市でも動いているところかと思っておりますので、そこから辺に若干の期待も込めつつ、次回、少しこれをまた検討してみたいというふうに考えます。

それとあわせて、今、本田委員からご指摘があったように、実施において検討を要する施策の表現がいいのかどうか、これもほかの施策、個々のものもあわせて検討させていただきたいと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

貝澤委員 今もありませんでしたが、これらのものが報告書として出て、実際に予算要求が始まるのは、つまり23年度からということなるのでしょうか。

事務局（加藤アイヌ施策課長） 今のまちづくり計画は22年までですので、新しいま

ちづくり計画が始まるのは23年度からです。ですから、そのためのいろいろな調整は22年度に行うのですけれども、その中で新まちづくり計画に上げていくという形で、今後、検討していくということになります。

常本委員長 例えば、今後実施する施策という形で、今度は8ページですとaからdまで上がっているものについて、個々のものについても、これは具体的実施は23年度まで待たないといけないものばかりということではないですね。

事務局（加藤アイヌ施策課長） 決してそういうことはなく、平成22年度予算の範囲内で先行してできるものがあれば、実施していきます。

常本委員長 それも施策によるのだらうと思います。

貝澤委員 それから、次のところで、急がなければならない部分もあるのですから、文化の保存・継承・振興の方に入っているのですか。

常本委員長 それは、次のところでご意見をいただくことにします。

この市民理解の施策目標1のところについては、とりあえずここで一たん切らせていただいてよろしゅうございますか。また、後ほど時間があったら戻るなり、あるいは次回さらにご検討いただくことにいたします。

特にここでご意見がないようでしたら、よろしゅうございますか。

本田委員 9ページの今後実施する施策のところですけども、この間、学校の先生方に少しご意見を伺っていると、副読本もいいのですが、映像資料が欲しいというのです。小・中学校で使える映像資料があると授業が組みやすいというお話を何回か伺っているのです。そういうような映像を今までつくられてもいますので、例えばそれをどうやって学校で活用するか、方策を考えるとというものでもいいですし、新たに札幌市でつくられてもいいかと思えます。しっかり小・中学校向けというふうに標準を定めた教材があったらいいなと個人的には思っています。

常本委員長 そうしますと、どのようにしたらいいですか。bの教職員用指導資料という狭い意味での教職員用ということではなくて、小・中学生自身に向けた映像資料ということになりますね。

本田委員 そうですね、むしろ教材かなと思うのです。

常本委員長 そうすると、これもどうなりますか。イの今後実施する施策の副読本の活用、学校におけるアイヌ文化紹介のところに映像資料というものをうまくあいに盛り込む形で検討してみたいと思います。

確かにご指摘のように、既に幾つかつくられているものもありますけれども、小・中学生をターゲットにした適切なものがあるかどうかになると、ちょっとこれは検討を要するかもしれないです。

あとはいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

（「なし」と発言する者あり）

常本委員長 では、1については一たん切らせていただきまして、次に施策目標2の伝統文化の保存・継承・振興というところについてご意見をいただきたいと思います。

貝澤委員、どうぞ。

貝澤委員 先ほど変更になった部分で、「全国的に解決する必要のある課題が多いため、札幌市としては、国や北海道に政策の展開を見極めながら」とあります。11ページの後ろから12ページの始まりにかけてです。

常本委員長 それは3の方ですね。今の11から12ページというのは、施策目標3になります。今は施策目標2のご検討をいただければと思います。この文化の保存・継承・振興、9ページから11ページにかけてです。

島崎委員 9ページの先ほど追加された、「また、札幌市の場合」から入って3行目までですが、その中で「地域の人々のつながりが希薄なため」と書いてあります。これは何か納得いかないのです。これももう少し違う書き方がいいと思います。余り正直ではないような感じがします。

常本委員長 これも、先ほど本田委員からご指摘があった7ページの都市化によりと似たような雰囲気を持つ言葉ではありますが、ここは島崎委員の感じ方から言うと、もう少しこういう書き方がいいかというご意見ですか。

島崎委員 私は、わかりやすくするには、地域の人々のつながり等の機会を持つことができずというふうにした方がいいと思いますし、もうちょっと政策的なという形にしたいと思うのです。今ちょっと簡単に言えないところだと思うのです。

常本委員長 ここは、現状認識の部分ですから、政策的なニュアンスを必ずしも含める必要はないのかもしれませんが。

島崎委員 希薄というのが変なのです。

常本委員長 一般的な表現ではありますが、ちょっと検討させていただくことにします。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

阿部委員 今のことに関連するのですが、確かに、私どももアイヌ文化を発信するという意味で何十年もアイヌ交流施設を望んでつくって、この重要性は当然否定するものではなく、当たり前のことです。それ以外に、札幌市内10区にある区民センターとか、いろいろなセンターにアイヌのことを紹介するようなコーナーをもうちょっと設けるとか、地下街とか駅とかテレビ塔とか空港とか、そのことは何度も申し上げています。この辺については、島崎委員が言ったように、何となく都市化になったからとか希薄になったからというのではなくて、もっと行政としてしっかりと前向きに、市のいろいろな施設やイベントがあるわけですから、そういうところで積極的に紹介するようなことが必要ではないかと思います。

常本委員長 今ご指摘のとおりです。ただ、ここの書き方は、希薄になったから仕方がなくという意味ではなくて、希薄になっているからこそ、おっしゃるような拠点施設をつく

って、アイヌ文化ないしアイヌ民族の歴史ないしは権利というものをきちんと市民に知らせていくべきだという流れの文章だと思います。今のご意見のとおりだと思いますけれども、趣旨は一応含まれているという感じはします。

ほかにいかがですか。

堺委員 例えば、今、阿部委員のおっしゃった啓発ですけれども、町内の役員をやって区民センターなどの状況を見ていますと、札幌市が発行するものをぽんぽんと置いているような状態にすぎないです。ですから、逆に札幌市でどんどん発行してくれると、区民センターや区役所で置きやすいです。区独自で何かをして展示するとか、もう少し意識づけしようということは難しいのでしょうか。

島崎委員 いいのではないですか。人権啓発とともにアイヌ民族の実態は今こういうふうに行われていますということ伝えるのは当たり前のことで、市民に伝えるべきだと思います。

私は、これを最初のページから読んできたのです。やはり、歴史の認識だって不十分だし、非常に不満足です。ですから、次回までにもうちょっと整理して意見を言いたいと思いますが、もう一度機会を与えてくれるようなので、とりあえず、もっと丁寧にすべきだと思います。

しかし、市民に伝える場所というか、初めて物を貸し出しに来て、アイヌ民族だといって一体何を勉強するのだと、何を申請するにしても一々細かく聞かれるわけです。それは行政として仕方ないことだと思います。しかし、どこへ行っても、そういうスペースがあっても、私たちの人権を配慮する場所がどこにもないから、そういうチラシの1枚ぐらいはつくって、だれの目にも届くような、だれでもわかりやすいようなものを啓発するのが本当の啓発ではないかと私は思っています。

また、そんなにたくさんの予算がなければ回らないということではなくて、ある範囲内で行うことはしていただきたいと思います。お願いします。

常本委員長 お願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

特に11ページの今後の施策のあたりについて、貝澤委員からご意見がございませんでしょうか。

貝澤委員 先ほどの国の施策の展開を見きわめながらやっていくと、ちょっと遅い部分もたくさんあると思うのです。先ほどほぼ回答があったのですが、早くできるものを早くするということで、例えばイオルのことについてちょっと述べさせていただきます。

今、先行実施地域が白老と平取にありまして、イオル検討委員会では、23年度から他の5地域が一斉に実施するというふうになっているのです。そうなると、国の施策ですので、少なくともことしの7月、8月までに概算要求を出さなければならないと思うのです。市もイオルに関しては計画策定運営への協力という項目が入っているので安心なのですが、このとおりやっていくと間に合わないのです。

実は、イオルの概算要求は先日あったのですが、8月ぐらいまでには計画としてある程度出さなければならないということです。それに間に合うように、急がなければいけないものについては、札幌支部と札幌市がきちんと連携したイオル計画のようなきちんとしたものをつくっていかなければならないと思います。他の地域では、意外と町と支部が一体としてしっかりとした計画が出てきているのです。教育委員会もしっかりと入っています。例えば、ちょっとびっくりしたのですが、旭川市は、旭川教育委員会がしっかり入って、きちんとしたイオル計画委員会みたいなものをつくって、計画書を策定して出てきました。札幌市もそれと同じようにやらなければいけないと思ったので、その件を聞きました。急がなければならないものは急いでほしいという要望です。

常本委員長 ただいまご指摘の点については、イオルの計画策定運営への協力というのは、イの今後実施する施策に入っておりますから、これは、今後検討するものではなくて、やれるものはすぐにやっていくという位置づけになっていると思います。もちろん、イオルが全体的に見て、残り5地域が一気に進むかどうかというのはいろいろ検討すべき点もあるかと思いますが、少なくとも札幌が有力な候補地であることは間違いありません。

ただ、イオルについては、札幌市の側の協力体制もさることながら、やはり支部側といえますか、アイヌ民族側の具体的なアイデアないしは提案というものが何といても中心的な地位を占めるものになると思いますので、お互いに力を出し合っとうことになろうかと思います。

それから、少しでも早くやれることをという貝澤委員からのご指摘から言うと、もう来月には雪まつりになりますが、ウの実施に当たりと検討を要する施策のcに雪まつりなどの伝統文化の紹介ということが入っていますが、これはどの程度の検討が必要なのでしょう。これは、私の立場でお伺いしていいのかわかりませんが、今の貝澤委員のご指摘をつけて、ちょっと目についたものという意味でお尋ねしますけれども、ウの実施に当たり検討を要する施策のcに雪まつりなどのイベントでの紹介が入っています。これは果たしてどの程度の検討を要するのかということです。

事務局（加藤アイヌ施策課長） 観光文化局に聞きますと、雪まつりは実行委員会が実施していますので、そういう意味では札幌市がすべてこうしろ、ああしろと言えるものではないと聞いています。

また、札幌市のためのブースはある程度あるようですが、その調整もございます。例えば、ことしの雪まつりは無理ですが、来年に向けてというのであれば検討する余地はあるのではないかと思います。

常本委員長 そういう意味では、これも検討を要する施策というカテゴリーの中に入れるのが適当なのか、あるいは実施する施策というふうに割り切ってやれることなのかどうかということも次回までに検討していただければと思います。意味合いとしては、先ほどの8ページにあったアイヌアートモニュメントと同様に、いわば札幌市がアイヌ民族との共生を重視しているということを市民に広く、あるいは世界に広く示すもの、とりわけ雪

まつりには世界からお客さんがやってくるわけですから、そこでアイヌ民族のすばらしさを示すイベント等を行うというのは非常に重要な意味合いを持つものと考えられますので、ぜひ実施の方向で考えてみたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

1点確認をさせていただくと、きょういただいた資料2の2ページの産業振興等の推進の今後実施する施策の中に、民芸品展示販売スペースの設置ということが区民センターにおけるものとは別置きで書いてあるような気がするのです。それは、資料1の施策の中に入っていたでしょうか。

事務局（加藤アイヌ施策課長） 12ページの（ア）になります。

常本委員長 わかりました。

ほかにありますか。

施策目標2に関しては、一たん、これでよろしゅうございますか。

（「異議なし」と発言する者あり）

常本委員長 それでは、次の施策目標3、生活関連施策の推進でございます。これについてご意見をいただきたいと思います。

島崎委員 12ページの（イ）が実施に当たり検討を要する政策になっていますが、アイヌ民芸品のブランド化を札幌市が考えているというのが今のところの案だと思いますけれども、どんな工夫でこれを考えているのかお聞きしたいと思います。

常本委員長 アイヌ民芸品のブランド化というのは、今、札幌市として検討している方向性はあるのかということですね。

事務局（加藤アイヌ施策課長）今のところ具体的なものはありません。例えば刺繍などが札幌ブランドになり得るのではないかと考えることは考えられます。実際にこれにつきましては、私どもが考えるということではなくて、アイヌの方々が、こういったものを民族を象徴してブランド化したいので、それに対して協力するというところで考えております。

島崎委員 例えば、アイヌ民族自身が手がけるわけですから、刺繍とか工芸品についてもちろん手がけて、それを札幌市がブランド化をするために何を手助けするのですか。

事務局（加藤アイヌ施策課長）例えば、今、札幌市でやっているのは札幌ブランドです。経済局の方で所管している事業ですけれども、その中で、例えばアイヌ文様などを用いて生活に密着した品物を札幌ブランドに応募していただいて、それが札幌ブランドとして認められれば、駅などでブランド品を展示したりするということができます。ですから、そういう意味で札幌ブランドに応募するお手伝いはできると思います。

常本委員長 ご承知のように、国の報告書の中でもアイヌブランドというものについてうたっている部分があって、その具体化の一環かと思いますが、中小産業庁あたりが現地の調査に入っているという話もあります。これは、国は国として一定の施策をとるわけですが、当然、札幌市は札幌市独自でやれることをやっていくというのは重要なことで、具体的には、今ご指摘があったように、札幌自身が先行して進めている札幌ブランド

をアイヌブランドの展開に活用していくことができるかどうかというご説明かと思えます。その前提としては、アイヌ民族の側において、アイヌブランドとして押し出すのに適当な作品ないし物は何かということアイヌ民族側で検討することが必要で、札幌市の中で、このものがいいからアイヌブランドにしましょうという筋合いのものではなかろうと思うのです。そこら辺が両方相まってということになると思えます。

貝澤委員 これも要望ですが、例えば北大でやっているアイヌアートプロジェクト研究会がありますね。あれには知的財産権の問題とかいろいろ出てきます。そういうものを、市としても、教育委員会としても一緒に勉強した方がいいと思うのです。例えば、北海道は伝統的工芸品産業の振興に関する法律に何も指定されていません。あれは各市町村でなければ申請できないようですが、そういうことをきちんと把握して、札幌市としても伝統的工芸品産業の振興に関する法律に向けての申請とか、何かあると思うのです。それが強いて言えばブランド化の一步になると思うものです。

例えば、旭川では、熊はまだ100年以上たっていないらだめだということで、お盆が何かで申請するのだと聞いています。平取地域は何かでやる予定だと聞いています。札幌の場合は、先ほどから言っているように、都市化であちこちから来ているわけですから、きっと、いろいろなものができると思うのです。その勉強を、要望として、教育委員会と市の職員……。

常本委員長 恐らく、今のご指摘は、伝統的産業振興法ですか、詳細はわきまえておりませんが、それも含めて既存の法律の中でアイヌブランドないしは産業振興に活用できるような制度にどのようなものがあるのか、また、その活用に当たって何が問題となるのかということについては市の側でいろいろご検討いただくことが必要かと思えます。

他方で、今、旭川のお盆の話とかいろいろご紹介がありましたけれども、札幌だから何になるのか、札幌市におけるアイヌ民族の製品として打ち出すべきものは何かというのは、札幌支部を中心にアイヌ民族の側でこれだというご検討をいただく必要があるという意味では、先ほどと同じような問題状況かなという感じがしますし、それぞれで協力し合っていく問題かなと考えます。

島崎委員 これと離れるかもしれませんが、何年か前に加藤町子さんたちが出した郵便切手のアイヌ文様が非常に人気があって、今はもう売っていない、あのとき一時的な発売というふうになりました。そういうものを札幌市独自に、私は郵便局のことは全然わからないのですが、ああいうものを商標登録すると。切手のように、日本国じゅう、世界じゅう使えるような形にしていけば、アイヌ独特のことを札幌市が手がけてやるとかね。もちろんデザインはアイヌ自身がすると。

ああいうものはすごくいいと思っていまして、きのうもどこか地域の有名人の名前を、市町村がそれぞれ盛り上げようということで、各県でも自分たちの独自のブランド、地域性ということですからすごくニュースになったり話題になったりしているのです。

私は最近、手紙を出すことが多いものですから、切手を思い出したのです。やはり、同

じ80円切手でもきれいなものを買いたいのです。アイヌの切手は本当にすばらしかったと思うのです。また、あんな形でも、何か独特な札幌市でなければ打ち出せないようなものに、もちろんアイヌがデザインをしまして、新たにそういう考えをしていったらいいのではないかと思います。

物すごく美しく、私はすぐに使ってしまった。それを送られた人は、やはりすごく喜んで、使わないでまだ20枚もとってあるという人も、もったいなくて使えないという友人もいるのです。だから、切手というのはいいなと思いました。

常本委員長 切手のデザインというのは、自治体から何か働きかけや提案はできるものなのでしょうか。

事務局（加藤アイヌ施策課長） その件につきましては、調べさせていただきます。

常本委員長 ちょっとご検討いただければと思います。

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

阿部委員 施策目標のところ、資料2には書いてあるのですが、アイヌ民族の雇用対策とか市職員の特別採用、アイヌ専用住宅建設、市営住宅優先入居という項目がありまして、11ページの下から4行目に、「アイヌ民族の生活の安定・向上については、現在、北海道が、資金の貸付、修学資金の助成、職業訓練受講奨励金等の支給、就職支度金の助成、農林漁業の施設整備等の事業を行っており、札幌市は住宅新築資金等の貸付を行っています。生活関連施策については、札幌市内にとどまらず、全国的に解決する必要のある課題が多いため、札幌市としては、国や北海道による政策の展開を見極めながら、産業振興、生活相談等の関連施策を検討・実施していきます」という表現です。

実際に、このことはこの検討会議で何度も発言しているにもかかわらず、今までの例のように、こんなことをやりますとか、こういうことを実施します、検討しますという項目として上がってきていないわけです。国がやるのを待っているとか、北海道がやっているのを待っているという姿勢はいかがなものかと私は思うのです。本当に、1年間、新聞を見ても、例えば、派遣労働者が大変だからこの人たちに住宅を提供しましょうとか、派遣労働者が大変だからこの人たちを臨時職員で札幌市で採用しましょうとか、日本人や一般の人に対する支援や応援というものがアイヌ民族に対しては全くなされていないというのが実態だと私は思います。どうしてそれをしないのか。国がやらなかったらしないのですか、北海道がやらなかったらしないのですか、そういうことになると思います。

これだと、今まで10ページまでいろいろ言ってきて、冒頭でもこのようにやりますと言っていることと矛盾しませんか。

私は先月、札幌市の担当課に、今、テレビ、新聞等で問題になっているアイヌ民族の大学の資金を所得制限に応じて返せということを北海道は3年前から言い始めました。ところが、私は納得できないから、今、道と話し合いをしております。実は、京都府の京都市は、昭和57年に同和対策事業が給付事業から貸し付けになったのです。そのときに、京

都市は独自で、この資金を国が返せというのだったら、京都市が全面的に条例をつくって返しませうと行って、今まで全額返していたのです。それを3年ぐらい前から、所得も関係なく返すのはおかしいとって裁判になって、今は、ある程度所得を設けているけれども、それをかわりに返しています。それは、担当課に言って調べていただきました。そのぐらい、同和事業で大変なところはいろいろな施策をやるのです。これは、法律がなくたってやっているのです。一般の日本人に対して優しい支援、応援をアイヌ民族に対してやってくださいと言っているだけなのです。炭鉱の閉山のときだって、国鉄の解体のときだって、北海道や札幌市は優しい支援を日本人に対してしているではないですか。どうしてこれをアイヌに対してできないのか。

私は、ここのところについては、この前と同じように、これから政策をやりたいとか、今後検討してやりたいと入れてもらわないと、何十年言ってもやらないではないですか。納得できません。

常本委員長 書き方の問題に関しましては、今の部分は12ページから13ページにかけて、(4)の国の立法等の動向と関連する施策という項目があって、そこに個別に優先入学の問題、教育支援、優先雇用の問題、市営住宅の優先入居とか特別年金等について列挙した上で、これは国の動向を見きわめながら札幌市が新たに設置する協議機関において検討していくという書き方をしていますけれども、それでも適当ではないですか。

阿部委員 ですから、12ページの推進施策1、あるいは2の中に今の項目がないのです。住宅問題とか、雇用とか、就労問題とか、職業訓練の問題については個別に書かれていません。ここで書かれているのは、今言った交流センターの指定管理者制度の問題、民芸品の展示販売の問題、商品のブランド化の問題です。住宅資金については貸し付け条例と生活相談のことだけではないですか。私は、ここにきちんと今言った項目の何点かについて、何かできないのか、検討するという項目を毎回言っているわけです。それが一言もないのはちょっといかなものかと思しますので、お考えをお聞かせください。

吉川委員 その前にお聞きしたいのですが、派遣のこととか炭鉱とか私がちょっと気になるのは、日本人に優しい、私の父親は炭鉱だったのです。あの中にアイヌの人はいなかったわけではないです。国鉄もアイヌの方はいたのです。派遣の中にもアイヌの方はいるのです。

阿部委員 ですから、本来であれば、そういう人たちの枠としてあるべきではないかということです。ですから、冒頭に申し上げているように、この問題はなぜこんなことができたかということ、一番最初の1ページに書いてあるように、国連で2007年に権利宣言が採択され、そして2008年には国会で先住民族とする決議がされた。さらに、それを受けて有識者懇談会報告書が出た、こういうことを言っているわけです。それなのにかかわらず、そういう視点での施策がないということ私を言っているのです。

吉川委員 それはわかります。炭鉱で働いていた人、国鉄で働いていた人、派遣は日本人ですね。そして、アイヌ民族には何も優しくないという分け方は、若干ごっちゃになっ

ていませんか。

阿部委員 もっと言いますと、私は何度も言いますが、北1条東12丁目に行くと、昔、5階建ての市営住宅が5棟くらい建っていました。これは何の住宅かというと、豊平川や堤防や橋の下に住んでいた人たちがいて、オリンピックのときに恥ずかしいといっって、どこから土地を買ったか知りませんが、市有地なのかわかりませんが、そこにいまだにいるわけです。そういう施策をアイヌ民族にやったらいかがですかと、もう20年も30年もわたって言っているのだけれども、それに対して一切答えはないです。

そういう意味で、私は全部まとめて言っているのです。我々に対しても、アイヌ民族で失業者も多い、あるいは、住宅のない人もいる、健康保険のない人もいる、年金のない人もいると申し上げているにもかかわらず、書いてくれないし、言ってくれないから、返事をくださいと言っているのです。

それが全体に、炭鉱の離職者にアイヌがいなかったのかといたら、100人中1人ぐらいいたかもしれません。そういうデータはありませんけれども、そういう施策を緊急的に、避難的にやることのあるのであれば、今私たちに言っている問題についても書くべきではないのでしょうかというお願いです。

常本委員長 ご意見はよくわかるのですが、この整理の仕方としては、例えば、実施する施策、あるいは実施によって検討を要する施策というのは、基本的に札幌市単独で検討できるものという整理になっているはずで、そして、今ご指摘のあった優先雇用の問題、住宅の問題、年金等の問題については、札幌市単独で決定できることではなくて、国の立法を、好むと好まざるとにかかわらず、前提にせざるを得ないものであるならば、それを一つのカテゴリーとして、(4)という形で、12ページから13ページにかけて取りまとめて、その中で札幌市としてやれることを協議機関において具体的に検討していくというまとめになっているわけですが、それでもだめですか。

阿部委員 それで結構です。

常本委員長 とりあえず、今のご指摘は確かに重要ですが、決して国の立法を便々と待つということではなくて、それを一方ではもちろん前提としなければいけないけれども、札幌市としてやれることは何かということも含めて、協議機関において具体的に検討を継続していくことが重要だというご指摘と受けとめておきたいと思います。

そういう意味として、(4)はそういう書き方になっていると思いますが、さらにもう少しうまい書き方がないかどうかということは検討させていただきたいと思います。

ほかはいかがでしょう。

今回注目したのは、前回まで貝澤委員などから、あるいはほかの方もそうですけれども、民芸品の展示スペースを例えば札幌市の地下街等々に設置できないかというご指摘がありました。ただ、それについては、事務局の方から、金が結構かかるから大変なのですよというご説明がありました。今回の12ページを拝見すると、(ア)のbのところに、民芸品展示スペースの設置というものが今後実施する施策の中に入っていますので、その意味で

は一歩進んで具体化を前提にした位置づけになっているというところに私は注目しました。  
ほかにいかがでしょうか。この点はよろしゅうございますか。

(「なし」と発言する者あり)

常本委員長 では、一たん、既に継続して検討すべき問題がこれまで幾つも出てきておりまして、次回にもう一回やることはほぼ確定しましたので、今の問題についても、さらにご意見があれば次回いただくことにします。

あとは、項目的には4の計画の推進です。ここは、全庁的な推進体制をつくるということと、アイヌ民族を含めた検討会議、協議機関をつくって継続的に問題を検討していくという二つがポイントかと思えますけれども、この点はいかがでしょう。

阿部委員 このことについては全く問題がないですけれども、さっきの問題で吉川委員にも皆さんにも聞いてもらいたいことがあります。

私たちがこの10年、20年、こういう運動をやっていると思うことは、たしかに解放同盟というのは、今、いろいろなことで批判されています。私たちも長いおつき合いがあって、運動的にはたくさん学ぶことがあるわけです。1970年代に同和対策事業の骨格ができ上がって、そのときに、当時の自治大臣が、アイヌの人たちも大変な状況なのだから、ある面では差別とか貧困という問題では同和の部落の人たちと非常に似ているところがある。だから、この事業をつくるに当たって、一番最後のところにアイヌ民族もこれに準用すると書くかという話があったのです。そのときに、当時の北海道知事に相談したら、おまえたちは日本の先住民族ではないか、部落と違うのだぞ、何を言っているのだ、断ってこいと言って断ったいきさつがあるのです。

そうすると、今、教育問題、住宅問題、いろいろな問題にしても、同和対策事業の10分の1なのです。こういうことがあって、余りいいことではないのかもしれないけれども、例えばさっき言った京都市の問題です。京都市は、国が返せと言っているけれども、返せる状況にないではないか、大学の教育というのは大事なことから、今までと同じように、高等学校は給付なのだから大学も給付にしましょうとあって、京都市は新たな条例をつくって25年もやってきたのです。しかも、例えば札幌市もありますが、清掃部の職員とか、土木建築の関係する現業職員というのは、例えば京都市で200人の採用枠があったら、100人は解放同盟枠として何十年もやってきたのです。しかし、ご存じのように、この数年はおかしいのではないかということでやめていますけれども、そのことによってどれだけ彼らの地域改善がなされ、あるいは教育が高まり、差別や貧困がなくなったかということがあるわけです。本来、国がやらなくたって、京都市の例があるから私は札幌市に申し上げているのです。そのように、別に国の法律ではなくたって、市単独でできる事業は幾らでもあるわけです。ただし、それは何をやってもいいということにはならないと思います。やはり、ある程度、国民や市民の理解を得ていかなければいけないから、わかったよ、200人のうちの半分は解放同盟さんどうぞなんて何十年もやってきたということはよくないことかもしれません。

そういう例を申し上げていたので、誤解のないようにお願いします。

常本委員長 ありがとうございます。

確かにご指摘のとおり、京都市のやり方で参考にすべきことは、個々にやってきた施策のいい悪いではなくて、あくまでも基本は国の施策の枠の中でやるべきものと考えられていたとしても、実際には市独自でやれることも中にはないわけではない、そこについて積極的に取り組んでいくかどうかが問題なのだというご指摘と受けとめておきたいと思いません。

それでは、計画の推進については、基本的にはこのような形によるしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

常本委員長 ありがとうございます。

もし、これについてご意見があれば、また次回いただくことにしまして、残りの時間は、最初の1と2の歴史的経緯の部分と現状と最近の動きの部分について、記述に関するご意見をいただきたいと思えます。5ページまでです。

もし、順を追って考えた方がよければ、第1の歴史的な経緯は、長い歴史について要素をぎゅっと縮めて書いたところで、国の報告書などを参考にしているのかもしれませんが、その中に札幌市独自の事情も加えてできているかと思えます。

歴史的な経緯の記載についてはいかがでしょうか。

島崎委員 私は、帰ってもう一度調べたいと思うのですが、2ページの1のアイヌ民族の先住民族としての歴史というところです。文を全体的に読んだら、かなりはしょってつくられていると思えます。いろいろ事情があるのでしょうか。

それから、「16世紀半ばには」とありまして、そこから「道南の和人勢力を統一した蠣崎氏とアイヌ民族が講和し」とありますが、これが正しいかどうかです。もう一度帰って点検したいと思えますが、講和ではないのではないかと私は考えております。こういう点も変だなと考えておりました。

どういう意味で講和にしたのですか。

阿部委員 これは、天文19年体制と言って、1550年の渡島半島の東と西の首長といわゆる講和条約というか、これは正しいです。

貝澤委員 西蝦夷地と和人地と東蝦夷地ですね。

阿部委員 あのラインとはちょっと違うのだけれども、渡島半島の噴火湾側と奥尻島側にアイヌの総大将を決めてもらって、その人たちに蠣崎さんが税金をとったものを夷役として渡すということで和睦したのです。これは事実です。

島崎委員 講和で大丈夫なのですね。

阿部委員 講和でいいです。大丈夫です。

島崎委員 それから、日本列島北部周辺といつも書いていますが、これだけでは物足りないのではないかと私は思えます。千島列島を入れなくていいのですか。

阿部委員 ですから、樺太、千島、北海道、もっと言えば東北北部というところから言

ってきています。これは、アイヌ協会の長年の記述ですから……。

島崎委員 これをもう少し改めていただきたいと思います。文献を見ると、みんなそういうふうになっていますけれどもね。

阿部委員 これでいいのではないですか。

常本委員長 これは、アカデミックなものではなくて、政策文書ですからね。

島崎委員 この政策文書は最終的にどうなさるのですか。今は素案ですが、これができ上がってからどうなるのですか。

事務局（高森市民生活部長） 委員会として、このように意見交換をしてまとめましたということで市長に提出していただきます。それに基づいて、札幌市の方で、この中身を尊重しながら本体の計画を作成していくという流れになります。

常本委員長 もちろん、そのあたりも市民の方々も見られる状態で置かれているということですね。

島崎委員 閲覧できるのですね。

事務局（高森市民生活部長） はい。

常本委員長 島崎委員の意が込められますので、慎重にご検討いただきたいと思います。

貝澤委員 1について、これはこれでいいと思うのですが、例えば4行目から、「市内にも、縄文時代、続縄文時代、擦紋時代、さらに中世から近世に至るアイヌ民族の遺跡が多数存在しています」とあります。これはこのとおりだと思うのですが、連続性というか、アイヌ文化をどんどんさかのぼっていけば、どこまでも縄文文化に近づいていくと言いますね。その連続性について、これでもわかるのですが、もう少し連続してアイヌ文化につながっていくような書き方ができないかと思います。

常本委員長 お気持ちはわかるのですが、ここは学問的にもいろいろ議論のあるところで、同じ人類学でも文化人類学と自然人類学ではやや見方が違うようです。また、考古学者も言うことが違ったり、まだ検討の俎上にあることのような気がしますので、この部分だけ余り厳密に書くというのはなかなか難しいと思います。

きょうご意見をいただきたいのは、この文は明らかにおかしいという点に絞ってご意見をいただければと思っております。ここはこういう方がいいのではないかということにまで広がりますと、恐らく、收拾がつかないかなという気がします。

貝澤委員 わかりました。

島崎委員 私は歴史を全部知っているわけではないのですが、3ページの一番上から8行目に、「札幌市には、古くから居住しているアイヌ民族に加え、道内各地からアイヌ民族が転入しており」と書いてありますけれども、これは道内のみですか。

常本委員長 道外からもいるのではないかということですか。

島崎委員 私もよくわかりません、

常本委員長 人数はわかりませんが、事実としては道外からもあるのでしょうか。

事務局（高森市民生活部長） ただ、アイヌ民族が道外からどれだけというのはよくわ

からないです。

島崎委員 だから、道内に限定したというだけですね。

事務局（高森市民生活部長） 大体、道内はほとんどではないかということです。北海道から本州に行ってまた札幌にという方もいらっしゃるかもしれませんが、それはごくまれなケースではないかという判断でこういうふうに書かせていただきました。

常本委員長 書き方としては、道内外各地でもいいのかもしれませんが。

事務局（高森市民生活部長） あるいは、市外各地でもいいのかもしれませんが。

阿部委員 これでいいのではないですか。

常本委員長 これでいいそうです。わかりました。

堺委員 逆に、道内外からという言葉にすると複雑な状態になりますね。

島崎委員 意図が知りたかったのです。済みません。

常本委員長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

常本委員長 第1はこんなところでよろしゅうございますか。

では、第2の現状と最近の動きについてはいかがでしょうか。

島崎委員 5ページ目の11行目に「また」とあります。「また、この決議を受け、政府として初めて、アイヌ民族を先住民族と正式に表明しました」とありますけれども、これは表明が正しいのですか。

常本委員長 表明かなという気もします。

島崎委員 表明でいいのでしょうか。

事務局（高森市民生活部長） 内閣官房長官が談話でそういうふうに言ったということです。

島崎委員 談話だから表明でいいのですね。

事務局（高森市民生活部長） 談話ですので表明という形に……。

阿部委員 当時、福田内閣で官房長官が町村信孝さんです。その人の国会決議が終わった段階ですぐに紙を持って、アイヌの人たちは先住民族と認めますと。そういう意味では表明なのです。政府の意思表示です。

島崎委員 小さいなことで、済みません。

常本委員長 結構です。そういうところに時々見落としがありますので、ご指摘いただけるのは大変ありがたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

堺委員 これと全然関係ないのですけれども、前回の議事録の中で、本田委員のところにちょっとミスプリントがありました。

常本委員長 議事録のご指摘は後ほどお願いします。

名前が出ましたけれども、本田委員、何かご指摘はございませんか。先ほどの第1、第2に戻っても構いません。

本田委員 最後にちょっと重たい質問があるのですが、今よろしいですか。

常本委員長 どうぞ。

本田委員 きょうお答えにならなくてもいいのですけれども、例えば高橋知事は国の有識者懇談会のメンバーとして活躍されるに当たって、道の懇談会を持たれて、加藤理事長のご意見を伺ったり、ご自身がアイヌ民族について理解されようという動きを、この間、いろいろとってこられたと思います。そうなりますと、先ほども出ましたように、国の新しい推進会議に上田札幌市長が参加されるわけで、市長ご自身はどういうふうな形でアイヌ民族に対する理解を深められて、そこにかかわっていきこうとされているのかということできればお伺いしたいと思っています。

事務局（高森市民生活部長） 市長自身は、もともと北海道の生まれですし、幕別町の出身であります。やはり、小さいころからアイヌ民族と触れ合って生活した部分もありますし、弁護士時代もアイヌ民族の方たちからいろいろな相談を受けていろいろなアドバイスをしたり解決に当たってきたとご自身でおっしゃっていました。したがって、そういった経験を踏まえて推進会議の中でいろいろな意見を言っていきたいということはおっしゃられております。

ただ、今後どうなっていくのか。今回の推進会議のメンバーで、前の有識者懇談会ときには北海道の懇談会のメンバーが限られておりましたので、北海道のメンバーの中での意思疎通を図って、その上で国の懇談会の中でいろいろな発言をしていきたいと思いますということでは設けられたのかなと私は理解しております。したがって、今回はどういう形になるかわかりませんが、推進会議の中でいろいろな発言をしていくに当たって、もし北海道から出ている推進会議のメンバーが集まれるのなら集まって、いろいろな形でということになるのかもしれませんが、そういった点がどういうふうになるか、今後の推移を見ていきたいと思いますが、市長自身はアイヌ民族に関しての基本的な理解は持っていると考えております。今も市長査定を受けてきましたが、市長なりのご意見をいろいろ伺ってまいりました。

常本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

高田委員 今、このレポートをまとめて、内容によっては、条例の改正とか実行に当たってはそういう部分が出てくると思うのです。今回、この委員会ですらまとめたレポートの実効性に関して、今度新たにできる協議会で優先順位や取り組みをやるという流れになるのか、そこら辺のところをお伺いしたかったのです。

事務局（高森市民生活部長） まず、報告書をいただいて、それに基づいて市が計画をつくります。計画をつくった以上は、市はそれを実行していく形になると思います。その計画の進捗管理、あるいは計画の内容の見直しなどを行うために、新たに協議機関を設けようということと考えておりますので、それはこの報告書の中でも設けられると思います。その協議機関を通じて、進行管理を行ったり、そのときそのときの事情の変更に基づく新

たな施策、例えば国の方で新たな動きが出てきたということがあった場合に、そういうものを踏まえて新たな施策の検討なり、場合によっては計画そのものの見直しもあり得るのかもしれませんが、高田委員がおっしゃったように、実効性は協議会の中で担保していくことになると思います。

今、この段階で市の条例を改正したりということはないと思いますけれども、将来的に国が何らかの形で法制化をした場合に、それに基づいて条例をつくったり、市の条例を改正したりという部分が出てくる可能性はあると思います。

高田委員 ということは、条例をやらないと実行できないけれども、要望としてはできるだけ多く入れ込んだ方がいいということだと理解した方がいいですか。

常本委員長 具体的な施策についてですか。

高田委員 そうです。

常本委員長 今現在、入っている施策については、今、部長からご指摘があったように、必ずしも条例をつくらなくてもやれるものがほとんどなのでしょう。もし、今ご説明がありましたように、条例の改正も視野に入れて推進すべき施策が当然あり得ると思いますし、そういったものの検討については今後設置される新しい協議機関で必要に応じて検討していくことになると思います。

貝澤委員 先ほど本田委員からありました市長のことに関連するのですが、札幌支部としてもアイヌを語る会とか勉強会を開いています。今回、市長も入った推進会議の方で、当然、今まで新聞報道等で書かれているように、象徴的施設関連のチームもできるだろうし、全国的な実態調査等も書かれているとおriあると思うのです。新聞に書かれていない部分で、先住民族の権利宣言、46条の部分がありますね。その中にはいろいろな権利が入っていますが、それをどのようにやっていくのかというのを、少なくとも市長は札幌支部との勉強会を何回も開いているわけですから、そういう意見、要望等も十分に把握して反映していただきたいという要望です。

常本委員長 この委員会の本来の検討事項からやや外れておりますけれども、関連することとしてそういうご意見があったという意味でお伺いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

常本委員長 そうしますと、第1の歴史的経緯、第2の最近の現状、第3の施策について一通りごらんいただいて、現時点で気がつく部分についてのご意見をいただいたわけでございます。その中には、既に幾つか継続して検討すべきご指摘もございましたので、ちょっと時間を置いて、次回、日程を改めて調整の上、再度、検討を加えて最終的な報告書の仕上げに持っていきたいと考えております。次回に向けては、当然のことながら、事務局の方でしかるべく資料の整理等を再度お願いした上で、それを事前にご覧いただき、最終的な充実した検討につなげていきたいと思っております。

とりあえず、今日のところの取りまとめはそういうことでよろしゅうございませうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

常本委員長 ありがとうございます。

それでは、第5回の検討は以上といたしまして、次回第6回を予定するということをご了解いただいたということにいたしたいと思います。長時間にわたってご検討をありがとうございました。

では、事務局の方にお返しいたします。

事務局(加藤アイヌ施策課長) それでは、これで第5回目の検討委員会を終了させていただきます。

検討委員会のスケジュールでございますけれども、次回は2月中旬ごろを予定したいと思いますが、具体的な日程につきましては、調整に時間がかかりますので、今日の時点で日にちを決めていただければと思っております。

2月10日ぐらいから2月26日ぐらいまで、都合の悪い日が今すぐわかりますでしょうか。

[次回検討委員会の日程調整]

常本委員長 それでは、18日木曜日の午前ということで、皆様、ご都合はよろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

常本委員長 では、18日の午前にいたします。

事務局(加藤アイヌ施策課長) 18日の午前中で、きょうは江本委員が来ておりませんで、15日の午前中も予備日ということによろしいですか。

常本委員長 江本委員のご都合がわかり次第、皆さんにご連絡ください。

ありがとうございます。

#### 4. 閉 会

事務局(加藤アイヌ施策課長) では、本日はどうもありがとうございました。

事務局(高森市民生活部長) 最初から、ほとんどいなくて申しわけありません。ちょうどアイヌ施策にかかわるものを含めて私どもの部の予算の市長査定ということで、詳細に説明してまいりました。また、今後ともよろしく願います。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上